

訴訟事件の報告について

1 件名 境界確定等請求事件の判決

2 訴訟事件名等

- (1) 事件名 境界確定等請求事件
- (2) 原告 目黒区在住のA氏
- (3) 被告 目黒区
- (4) 裁判所 東京地方裁判所民事第26部
- (5) 判決言渡日 平成28年9月29日

3 訴訟の概要

- (1) 土地甲と土地乙との筆界を、区は点Aと点Cを直線で結ぶ線として主張するが、原告は点Aと点Bを直線で結ぶ線として確定することを求める。(「関係土地等の概念図」参照)
- (2) A、B、Cの各点を順次直線で結んだ線で囲まれた部分(以下「係争地」という。)について、原告がその所有権を有することの確認をすることを求める。

4 判決内容

(1) 主文

- ア 土地甲と土地乙との筆界を、点Aと点Cを直線で結んだ線であることを確定する。
- イ 原告がA、B、Cの各点を順次直線で結んだ線で囲まれた部分の所有権を有することを確認する。
- ウ 訴訟費用は、原告と被告が各2分の1を負担する。

(2) 裁判所の判断(概要)

ア 筆界の位置について

東京法務局が行った係争地に関する筆界特定手続において採用した図面は、その測量の精度に問題が見当たらないため、同手続によって筆界特定されている点Aと点Cを直線で結んだ線を、土地甲と土地乙との筆界と定めるのが相当である。

イ 係争地の所有権について

係争地は、原告の夫が昭和40年に建物やブロック塀を設置しており、区有通路として告示された昭和48年以降の期間を含め、長年の間、事実上公の目的に供用されることなく、公共用財産としての形態、機能を全く有することもなく、平穡かつ公然と占有が継続している状況である。

このため、本件係争地は一般公衆の共同使用に供せられていたものということはできず、取得時効の成立を妨げる状態になかったことから、係争地の取得時効に必要な要件を満たしており、原告が所有権を有しているということになる。

5 区の対応

区の主張と異なる判断が示されているため、特別区人事・厚生事務組合とも協議の上、高裁の判断を仰ぐこととし、控訴することとした。

関係土地等の概念図

